

平尾台地区鉱物採取事業に係る環境影響評価方法書 に対する環境の保全の見地からの意見

本事業は、約100年という長い年月をかけて鉱物の採取を行い、事業実施地区の自然環境の大部分を消滅させるものであること及び事業実施地区は天然記念物「平尾台」を有する北九州国定公園、筑豊県立自然公園等の貴重な自然環境を有する地域に近接することから、以下の点について環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）の内容を修正の上、学識経験者等専門家の意見を聴きつつ、現時点で導入可能な最善の調査・予測手法及び環境保全措置を採用して環境影響評価を実施し、環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）を作成する必要がある。

1 全般的事項

(1) 複数の予測時期の選定について

本事業は約100年という長い年月をかけて鉱物の採取を行うものであるため、事業実施地区及びその周辺の地形変化を考慮した上で、事業の進捗に応じた適切な予測時期を複数選定し、環境影響評価を実施すること。

(2) 工事中の環境監視計画について

工事中に発生する周辺への環境影響を適切に把握するための環境監視計画を準備書に記載すること。

2 個別的事項

(1) 動物、植物及び生態系の環境影響評価について

方法書において、「動物」、「植物」及び「生態系」を環境影響評価項目に選定しているが、当該項目の調査・予測地域は生態系の区分に応じて選定されていないため、適切な地域に選定し直すこと。

(2) 水環境の環境影響評価について

方法書において、「地下水流動（流量等）」、「地下水の濁り」については、定性的に予測を行う旨が記載されているが、予測の不確実性の程度を明らかにしつつ、定量的な予測を行うこと。

また、事業実施地区の西側に位置する「白谷湧水」は、他の湧水に比べて標高が高く、多量の湧水量が確認されているため、本事業の実施により最も影響を受け易い湧水と考えられることから、当該湧水を水環境の主要な調査・予測地点として位置付け、「水位」及び「土質」の調査・予測地点に追加し、適切な環境影響評価を実施すること。

(3) 風環境の環境影響評価について

本事業の実施により事業実施地区及びその周辺の地形が著しく変化することから、「風害」を環境影響評価項目に選定し、平尾台上及び平尾台下における風環境の変化について適切な環境影響評価を実施すること。

(4) 環境保全措置の記載について

ア 濁水の処理について

本事業の実施により発生する濁水が東谷川に流入することが懸念されるため、濁水の処理に係る適切な環境保全措置を検討し、準備書に記載すること。

イ 緑化措置について

環境保全措置として実施する残壁法面の緑化については、事業実施地区及びその周辺の生態系及び景観に著しい影響を及ぼすことが懸念されるため、植栽に使用する植物種を含めた具体的な緑化措置に係る計画を準備書に記載すること。